

赤磐市消費生活センター開設に寄せて

消費者庁長官 岡村 和美

赤磐市消費生活センターが開設されましたことに、心からお祝い申し上げますとともに、関係者の皆様のこれまでの御尽力と日々の取組に深く敬意を表します。

貴市相談窓口は、赤磐市における消費者問題への取組の中心拠点として大きな貢献をしてこられました。

平成 27 年度に全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数は、約 92 万 7000 件と高水準になっており、貴市相談窓口においても平成 27 年度は 173 件、県のセンターと合わせると 424 件以上の相談が寄せられています。寄せられる消費生活相談の内容も、情報化社会の進展に伴い、デジタルコンテンツ等とインターネットに関する相談件数が増加するなど、広範化、複雑化、高度化しており、消費者の安全、安心を確保する観点から消費生活相談の重要性がますます高まっています。また、平成 25 年 6 月に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」において、消費生活センターが消費者教育の拠点として機能することが期待されており、加えて、平成 28 年度から施行された改正消費者安全法には、相談体制の充実や高齢者等の被害防止のための地域の高齢者等を見守るネットワーク「消費者安全確保地域協議会」の構築等が定められています。こうした点からも、地域の消費者問題への取組の中心となって活動する消費生活センターに求められる役割はますます大きくなっているといえます。



岡村 和美

このように、消費生活センターの整備充実など、地方公共団体における消費者行政の充実強化は極めて重要であり、消費者庁は、創立以来、その取組に対して支援を行ってまいりました。

今後も消費者庁は、一人一人の消費者にとって「身近で頼りになる」存在となることを目指し、消費者問題の解決の最前線で活躍されている赤磐市の消費者行政担当者、消費生活相談員、消費者団体の皆様を始めとした関係者の方々と連携してまいりたいと考えています。

結びに、赤磐市消費生活センターの御発展を祈念するとともに、関係の皆様のもすますの御健勝と御活躍を祈念しましてお祝いの言葉とさせていただきます。